

福島県田村市へ償却資産のご申告をいただいている皆様へ

令和 9 年 1 月より

申告書本人控の收受印押印を廃止します

田村市では、行政手続きのデジタル化およびペーパーレス化の推進（DX 推進）に向け、紙を前提としない効率的な業務への移行を進めております。

償却資産申告におきましては、eLTAX（電子申告）の利用が年々増加していることを踏まえ、業務効率化および環境配慮の一環として、紙でご提出いただく申告書につきまして、本人控への收受印押印を廃止することといたしました。

ご申告いただく皆様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■ 実施概要

実施時期	令和 9 年 1 月收受分から
対象の提出書類	償却資産申告書の本人控

■ 令和 9 年 1 月以降の償却資産申告書の提出について

申告書本人控への收受印押印を行いませんので、紙でご提出される際は、提出用の申告書のみをご提出いただきますようお願いいたします。

■ eLTAX（電子申告）を利用した申告について

收受印の押印に代わるものとして、eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用いただくことで、申告の受付日時や内容を「メッセージ一覧」の「申告受付完了通知」にて確認することが可能です。便利な eLTAX による電子申告のご検討をお願いいたします。

<eLTAX ポータルサイト・お問い合わせ>

- ・ eLTAX ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・ よくあるご質問（FAQ） : <https://eltax.custhelp.com/>

■ お問い合わせ先

福島県田村市役所 市民部 税務課（償却資産担当）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

TEL : 0247-81-2119（直通）

受付時間 : 平日 8:30 ～ 17:15（土日祝日・年末年始を除く）